

継続企業の前提に関する疑義の注記の変更

昨年来の不況の深刻化で上場企業の倒産が相次いでいます。決算短信や有価証券報告書においても、危ない会社の兆候を示唆する「継続企業の前提に関する疑義の注記」が付けられる会社が増加しています。この注記の記載方法が2009年3月期から変更されることとなりました。

「継続企業の前提」とは

普通の財務諸表は事業を半永久的に継続するという前提で作られています。この前提が財務諸表の作成において踏まえておかなければならない重要な前提であるのは次のような理由からです。

会社の所有する資産は、会社が事業活動を行っているからこそ価値があります。工場で作る製品が高く売れるから工場には価値があり、工場の土地・建物・機械の財務諸表の価額は事業活動の継続を前提に評価しています。もし、会社が事業をやめると、所有する資産を売却しなければなりません。建物や機械を中古業者に売却すれば、ただ同然の値段がついてしまいます。在庫の評価額にしても会社が正常な営業活動を行なうという前提の下での価額です。もし、会社が倒産し在庫処分をすれば、安くたたき売らなければなりませんから、商品や製品の在庫の評価額は相当低下します。このように財務諸表の価額は会社が生きているか死んでいるかでまったく様相を異にするのです。

変更の内容

「会社が死んでしまえば生きているときの財務諸表はまったく役に立たないから、危ない会社の財務諸表は清算価値という違う目で見なければならない」というのは専門家にとっては自明のことです。しかし、一般の財務諸表利用者にとってはそうではありませんでした。バブル崩壊後上場企業の倒産が相次いだときに、「直近の財務諸表では資産超過となっていた会社が、倒産すると巨額の債務超過になるのはどういうことか」という疑問が寄せられたのです。

そこで、事業継続できない可能性のある会社については、財務諸表に「この財務諸表は、通常通り継続企業であることを前提に作成しています。ただ、この会社は今後の業況に不安要素があり、継続企業であり続

けることに疑義が存在します」という注記を2003年3月期決算から付けることになりました。

注記を付けなければならないのは「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象」を有する会社です。「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象」には、貸借対照表で債務超過であること、損益計算書で継続的な赤字であること、キャッシュフロー計算書で営業キャッシュフローが継続的にマイナスであること、などを典型としていくつかあります。従来の注記はこの事象に該当すれば、事態を解消するための対応策や経営計画があっても「継続企業の前提に疑義の注記」を付けることになっていました。それが、今回の改正では、事象に該当しても、経営者の作成する対応策を検討し、その対応策の確実性が高いと判断できれば、注記を付けなくてもよいことになりました。ただし、財務諸表の注記としては付けませんが、有価証券報告書や決算短信のリスク情報の「事業等のリスク」に記載しなければなりません。

変更の影響

従来は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象」がある会社であれば、すべて注記が付される対象となっていました。変更後は確実性の高い対応策を有する会社は、その対象から除かれます。したがって、注記を付けられた会社は事態がより深刻である会社に限定されます。その一歩手前の危うい状況にはあるが、実行可能な合理的な対応策があると認められる会社は注記対象からは外され、リスク情報としてその旨が記載されることとなります。

これからは、危ない会社の判断が二段階に分かれます。「リスク情報」記載の会社は軽症、「注記」記載の会社は重症となります。ただ、経営者が提出する対応策の合理性なり実現可能性をどのように判断するかは監査人にとって悩ましいようです。どうした場合に「注記」ではなく、「リスク情報」になるかの共通認識を確立するためには、相応の実績の積み重ねが必要となると考えられます。